

忍野村鳥獣被害対策実施隊要綱

(設置)

第1条 忍野村の村内に生息する鳥獣による農林業被害を軽減するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、忍野村鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(業務)

第2条 実施隊は法第4条第1項の規定により忍野村が定める忍野村鳥獣被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）に基づき、次に掲げる業務を行う。なお、「被害防止計画」については、最新のものを適用する。

- (1) 鳥獣の被害防止に関する業務
- (2) 鳥獣の追い払い、捕獲及び駆除に関する業務
- (3) その他鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務

(実施隊員)

第3条 法第9条第2項に規定する実施隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる者の中から村長が任命を行う。

- (1) 忍野村の被害防止計画に基づく被害防止施策に実践的な参加が見込まれる者の中から村長が任命する。
- (2) 観光産業課長及び忍野村職員の中から村長が任命する。
- 2 前項第1号に掲げる隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。
- 3 隊員の任期は2年間または、役職にあるものはその任期内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 村長は、隊員として不適任であると認められる者に対しては、その任を解くとともに、報酬の支給をしないものとする。

(対象鳥獣捕獲員)

第4条 法第9条第6項に規定する対象鳥獣捕獲員は、前条第1項に規定する隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る賠償能力を有している者（一般社団法人大日本猟友会の共済事業者若しくは損害保険会社の損害保険契約の被保険者又はこれらに準じる資力信用を有する者をいう。）の中から、村長が任命する。

(隊長及び副隊長)

第5条 実施隊に隊長及び副隊長の各1名を置く

- 2 隊長は、隊員の中から村長が任命する。
- 3 副隊長は、隊長が指名する隊員をもって充てる。
- 4 隊長は、実施隊の業務を統括する。
- 5 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を代理する。

(出動)

第6条 実施隊は、村長の要請により隊長が招集し、出動する。

- 2 出動に当たっては、隊長が隊員の編成を行い、隊員は隊長の指揮の下に組織的に活動を行う。
- 3 隊員は、出動したときには、隊長が定める期日までに実施報告をするものとする。

(報酬)

第7条 隊員の報酬は、忍野村の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年忍野村条例第3号)の定めるところによる。ただし、第3条第1項第2号に規定する隊員については、これを支給しない。

(補償)

第8条 隊員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は山梨県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和63年組合同条第5号)の定めるところによる。

(事務局)

第9条 実施隊の事務局は、観光産業課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この広告は、平成28年9月26日から施行する。